



日・モロッコ投資協定



背景

- モロッコは、欧州大陸及び他のアフリカ諸国との近接性並びに若年層を中心とした豊かつ安価な労働力を活かしつつ、経済特区の設置を行うなど積極的に外国投資を誘致。
- 進出する日系企業数は順調に推移（過去5年で27社増加）しており、アフリカにおいては、南アフリカ、ケニアに次ぐ規模。
- 近年はアフリカ市場へのゲートウェイとしての地位を構築。今後、アフリカの経済成長に伴い、日系企業による投資が更に増大することが見込まれる。



- 人口:
3,603万人 (2018年)
- 一人当たりGDP:
3,238米ドル (2018年)
- 在留邦人:
350人 (2018年)
- 進出日系企業:
64社 (2018年)
- 進出分野:
製造業、卸売業・小売業等

(参考)

- モロッコは、米国、英国、ドイツ、フランス、中国、韓国等約50か国との間で投資協定が発効済み。
- 2019年8月にブリタ外相が、2019年10月にムーレイ・ラシッド王子が訪日。2018年12月に河野外務大臣がモロッコを訪問。
- 2014年7月に交渉開始。
- 2020年1月に署名（於：ラバト）。

主な内容

◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

- (1) 投資財産の設立後の内国民待遇・最恵国待遇 【第3条】
- (2) 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護 【第4条】
- (3) 正当な補償等を伴わない収用の禁止 【第9条】
- (4) 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続 【第16条】

早期締結の必要性

- 投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上。
- 我が国からの投資の更なる保護・促進。